

木更津市地域福祉推進委員会  
木更津市地域福祉活動計画推進委員会 議事録

日時 令和8年2月5日(木) 午後2時00分から午後4時00分まで

場所 木更津市民総合福祉会館1階 市民ホール

出席者 委員長 永原 利浩(市議会議員)  
委員 中村 和人(学識経験者)  
委員 石渡 宏(公募)  
委員 伊澤 未来(公募)  
委員 清水 一太郎(市政協力員)  
委員 鈴木 清(社会福祉協議会)  
委員 小籠 治弘(地区社会福祉協議会)  
委員 鶴岡 久美子(民生委員・児童委員)  
委員 鳥飼 幸代(主任児童委員代表)  
委員 野中 道男(障害福祉団体)  
委員 橋詰 清(高齢者福祉団体)  
委員 北原 美奈子(健康福祉団体)  
委員 北原 洋貴(障害福祉団体)  
委員 山口 泰介(福祉関係団体)  
委員 佐伯 浩一(経済団体)  
委員 佐野 恵美子(関係行政機関の職員)

副委員長 阿津 直人(市の職員)

事務局 山本 奈朋子(福祉相談課長)  
萱野 亜沙美(福祉相談課 地域福祉係長)  
葛田 由佳(福祉相談課 相談支援係主査)

木更津市社会福祉協議会

鎌田 哲也(常務理事)  
高木 淳佳(事務局長)  
齋藤 雅子(総務課長)  
北原 睦子(地域福祉課長)  
平野 亜希(地域福祉課 地域福祉第一係 主任主事)  
花崎 修一(成年後見支援センター 所長)

【議事内容】

司会進行(萱野)

それでは、ただいまから「令和7年度第1回木更津市地域福祉推進委員会及び令和

7年度第1回木更津市地域福祉活動計画推進委員会」を開会いたします。

委員の定足数を確認いたします。本日の出席者数は、19名中17名であり、半数を超えていますので、附属機関設置条例第6条第2項の規定により本委員会は成立する旨ご報告いたします。

続いて、事務局の紹介をいたします。

福祉相談課長の山本でございます。

係長の萱野でございます。

主査の葛田でございます。

社会福祉協議会から鎌田常務理事でございます。

高木事務局長でございます。

総務課の斎藤課長でございます。

地域福祉課の北原課長でございます。

地域福祉第一系の平野主任主事でございます。

成年後見支援センターの花崎所長でございます。

どうぞよろしくお願ひします。

次に本日使用する資料の確認をいたします。

本日お渡しした資料は、「次第」と裏面が「委員会名簿」になっている資料と座席表、事前にお送りした「第4期木更津市地域福祉計画 進行管理表」の追加資料、「成年後見制度 利用促進計画進行管理 資料」です。

事前にお送りした資料は、

「令和7年度第4期木更津市地域福祉計画 進行管理表」

「令和7年度第4次木更津市地域福祉活動計画 進行管理表」

「重層的支援体制整備事業実施計画 進行管理 資料」

「令和7年度木更津市重層的支援体制整備事業実施計画 計画変更（案）」

また、初めて本委員会の委員となられた方には、「第4期木更津市地域福祉計画」と「第4次木更津市地域福祉活動計画」もお渡ししております。

足りない資料等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、この委員会は、「木更津市審議会等の会議の公開に関する条例」第3条に基づき公開することとなっております。

本日の傍聴人は、ございません。

なお、会議録の作成のため、録音をさせていただきますので、ご承知おきください。

また、発言の際には、マイクシステムの中央のボタンを押してから発言をお願いします。

それでは、議事にうつりたいと思います。

議事進行につきましては、「附属機関設置条例」第6条第1項の規程により、委員長が議長となることとなっております。

本日は、委員の委嘱後、初回の委員会となりますので、委員長が決定するまで、木更津市福祉部長の阿津委員に、仮議長をお願いいたします。

阿津委員は、議長席での議事進行をお願いします。

仮議長(阿津委員)

委員長が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

早速ですけどもそれでは議題に入ります。

議題1「委員長の選出について」を議題に供します。

委員長の選出は、附属機関設置条例第4条第1項の規定によりまして、委員の互選となっております。

ご推薦をいただける方いらっしゃいますでしょうか。

野中委員

永原委員をお願いしたらどうかと思います。

仮議長

ただいま永原委員の推薦がございましたが、他にご意見、ご推薦ございますでしょうか。

なければですね、永原委員が委員長となることに賛成の方、恐れ入りますけども挙手の方をお願いいたします。

(挙手)

挙手、全員でございますので永原委員を委員長と決定させていただきます。

それでは、この後は永原委員長に、議長を務めていただきますので、これをもちまして、仮議長の任を解かせていただきます。

ご協力いただきまして、ありがとうございました。

司会進行

それでは、委員長が永原委員に決定いたしました。

永原委員長は、議長席での議事進行をお願いいたします。

議長(永原委員長)

委員の皆様におかれましては日頃より地域福祉の推進につきまして、さらなるご協力を賜りましてありがとうございます。

執行部に代わりましてお礼申し上げます。

ただいま、委員長を拝命いたしました永原でございます。

円滑な進行に努めてまいりたいと思っておりますので、皆様どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

それでは早速議事に入ります。

議題2「議事録署名人の指名について」を議題に供します。

議事録の案をご確認いただく方を、皆様の中から2名指名をいたします。

本日の委員会に関する議事録署名人は、鈴木委員、佐伯委員をお願いしたいと思います。

す。

続きまして、議題 3「副委員長の選出について」を議題に供します。

副委員長の選出は、附属機関設置条例第 4 条第 1 項の規定によりまして、委員の互選となっております。

どなたか推薦する方はいらっしゃいますでしょうか。

鈴木委員

私の方から市の職員の阿津委員を推薦したいと思います。

よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。

阿津委員が推薦を受けましたが、他にございますでしょうか。

いらっしゃいませんか。

それでは、阿津委員が副委員長となることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

ありがとうございます。

挙手、全員賛成でございますので、阿津委員が、副委員長と決定させていただきます。

それでは本題に入ります。

議題 4「第 4 期木更津市地域福祉計画の進捗状況について」を議題に供します。

事務局に説明を求めます。

事務局(山本)

それでは、私、福祉相談課の山本から、議題 4「第 4 期木更津市地域福祉計画の進捗状況について」につきましてご説明申し上げます。

最初に、事前に資料を多く送らせていただいたのですが、初めて委員になられた方もいらっしゃいますので、「地域福祉計画」について、簡単にご説明させていただきたいと思っております。

計画の緑色の冊子の 1 ページをご覧になっていただけますでしょうか。

こちらの方に、「地域福祉」とは、ということを書いてあるんですけども、「地域福祉」とは、「一人ひとりすべての住民同士のきずな繋がりを大切にし、お互いの支え合い、助け合いの仕組みやネットワークを作ることで、誰でもみんなが共生しながら暮らすことのできる地域社会の形成に向けて、一人一人が主役となり、誰もがよりよく生きることのできる、住みやすいまちづくりの活動を進めること」を指しております。

「地域福祉計画」は、これを実現するための取り組みを示すものとなっております。

木更津市では、平成 19 年 3 月に「第 1 期の木更津市地域福祉計画」を策定して以降、現在の 4 期まで策定しております。

現在の 4 期計画は、令和 4 年 3 月に策定しております。

次に、計画書の 49 ページをお開きになってください。

木更津市地域福祉計画では、「ともに考え、ともに語り、ともに支え合う地域の福祉」を基本理念として掲げております。

こちらは誰もが住みなれた地域で暮らし続けていくことのできる、地域福祉を推進するため、地域住民、事業者、市、そして木更津市社会福祉協議会が連携協働し、支え合うことが重要であるとの考え方から、定めたものであり、第1期計画から第4期計画まで、これは継承されております。

この基本理念のもと、基本目標として、次の3つを掲げております。

1、住みよいまちづくりの土壌を作ろう。

地域の生活課題に対応した施策の充実と相談体制の構築。

2、風通しのよいまちを作ろう。

地域での助け合い支え合い。

3、「これから」を支える人を育てよう。

地域福祉を支える人材の育成。

これらの基本目標を達成するため、この中にさらに具体的な80の取り組みを掲げております。

また、この後、社会福祉協議会の方で説明します「第4次木更津市地域福祉活動計画」との関係でございますが、計画書の8ページをご覧ください。

こちらの(3)となっているところですが、地域福祉計画は、社会福祉法に基づき、行政が地域福祉を進めるための仕組みを示す公的な計画となっております。

一方、地域福祉活動計画は社会福祉協議会が主体となり、住民や民間団体が自主的に地域福祉を推進するための行動計画となっております。

地域福祉活動計画は、地域福祉計画の理念を具体的な地域活動として進める役割を持ち、互いに連携し補完し合う関係にございます。

簡単ではございますが地域福祉の説明となります。

それでは、お配りしております「令和7年度第4期木更津市地域福祉計画の進行管理表」をご覧ください。

こちらにまとめておりますのが、先ほど申し上げた80の取り組みの一覧となっております、今年度の進行管理表となっております。

最初に資料の見方について、改めてご説明いたしますが、参考に先ほどの計画書の49ページをご覧ください。

橋詰委員

資料が多くて、分からないのははっきり説明をして。

事務局(山本)

失礼いたしました。

今、メインで見ていただきたいものが「令和7年度第4期木更津市地域福祉計画進行管理表」というものになります。

こちらの、見出しにございますのが、1ページ目の上の方ですね、「基本目標 | 住みよいまちづくりの土壌を作ろう!」が「基本目標」でございます。

その下の「(1)対象者横断のワンストップ一括相談支援体制の構築」が「基本方針」となっております。

さらにその下に各取り組みの「事業名」を記載しており、各事業について「所管課」「事業の内容」「今年度活動内容」「今年度活動による成果」「自己評価」「評価理由」「今後の課題」「今後の取り組み方針」という項目で進行管理表を構成しております。

「自己評価」につきましては、この管理表の右上に示してあるんですけども、「A」が完全に達成、「B」が8割から9割程度達成、「C」が5割程度達成、「D」がほとんど達成できず、「E」が未実施の5段階で、こちらは所管課において自己評価ということで評価しております。

取り組み内容によっては、何をもちて達成するか一概に判断が難しいものもございますが、目安といたしましては、計画をすべて達成できた場合、参加人数など具体的な数値目標を達成できた場合、研修実施後に次の活動へ展開できた場合などは、「A」としております。

事業を実施し一定の成果はあるものの一部課題が残る場合は「B」、実施はできたものの成果が予定より薄い場合や、実施回数が不足している場合は「C」、計画がうまくいかず、ほとんど効果がなかった場合は「D」、予定していた事業そのものが実施できなかった場合は「E」としております。

なおそもそも今年度は該当がない場合などについては、評価を行っていないものも一部ございます。

すべての取り組みをご紹介することが時間の都合が難しいため、進行管理表の中から数点ですね、補足説明が必要なものを抜粋してご説明を申し上げます。

進行管理表 | ページ目をご覧ください。

「基本目標 | 住みよいまちづくりの土壌を創ろう!」では、8つの基本方針、61の取り組みを定めております。

基本目標 | 全体を通しての各所管課による自己評価は、A評価が45件、B評価が32件、C評価が8件、評価なしが2件ございます。

計画の進行状況は順調であると考えております。

例えば、「(1)対象者横断のワンストップ一括相談・支援体制の構築」における「I 重層的支援体制整備事業の実施について」でございますが、1つの取り組みに対し複数の部署がそれぞれ関わっているため、各部署の活動内容や評価を記載しております。

その中で福祉相談課では、重層的支援会議の開催、包括的相談窓口体制の構築、事業の周知などを行いました。

その結果、会議自体は問題なく開催できましたが、相談件数が増加する中で、具体的な会議等の対応が間に合っていない状況が一部見られたことや、開催者・出席者双方にとっ

て負担の少ない形での開催方法について、引き続き検討が必要であるとの課題もあることから、B評価としております。

次に、4 ページをご覧ください。

4 ページの「(2) 生活困窮者自立支援の方策」における「5 商工会議所等と連携した職場体験などの協力事業者の開拓」についてでございます。

上から 2 つ目の項目になっております。

こちらは現在一般就労で働くことが難しい方々に対し、働く場を提供し、その中で一般就労に向けた訓練を行う取り組みでございます。

12 月末の時点で 16 名の対象者に対し、各関係機関の協力を得て、職場体験や訓練を実施いたしました。残念ながら結果として実際の就労には繋がらなかったことから、成果を踏まえてC評価としております。

続きまして 12 ページをご覧ください。

12 ページ下の方になりますが、「基本目標2 風通しのよいまちを創ろう!」では、2 つの基本方針、12 の取り組みを定めております。

基本目標2. 全体を通しての自己評価につきましては、A 評価が 5 件、B評価が 6 件、C 評価が 1 件となっており、こちらにつきましても計画の進行状況は順調であると考えております。

例えば、次の 13 ページの「(1) 地域コミュニティの活性化と活動拠点の充実」における

「8 対象者横断の相談・支援窓口の設置と住民への周知」につきましては、相談者が抱える複合的な課題に対し、関係機関と連携しながら解決に取り組んでまいりました。

12 月末時点での相談件数は延べ 1,811 件となっており、相談内容ごとに関係機関団体等との連携を図り、課題解決に取り組んでおります。

課題ごとに連携する関係団体等は異なりますが、相互に協力して課題に取り組む中で、体制の構築や連携の強化が進んだことから、A評価としております。

次に 14 ページをご覧ください、最後のページになります。

「基本目標 3「これから」を支える人を育てよう!」では、3 つの基本方針、7 つの取り組みを定めております。

基本目標 3 全体を通しての自己評価は、A評価が 1 件、B評価が 5 件、C評価が 1 件となっており、完全に達成できたといえる取り組みは少ない状況でございます。

依然として課題が多いことから、引き続き、地域福祉を推進するための意識向上を図り、継続して取り組みを進めてまいります。

例えば、「(2) 中高年パワーの活用」における、「1 高齢者の生きがい対策や就労支援のため、シルバー人材センターの活用」につきましては、シルバー人材センターへの支援を継続的に実施する中で、会員募集や活動内容について、各自治会へ配布するなど広報活動を支援してまいりました。

その結果、若干ながら新規の会員数の増加は見られましたが、一方で退会される方も多

く、全体的な会員数の解決には至っていないことから、Cと評価しております。

委員の皆様におかれましては、この進行管理表をもとに、第4期木更津市地域福祉計画の進捗状況につきましてご意見を賜りますようお願い申し上げます。

私からの説明は以上とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。説明は終わりました。

これから質疑に入るわけですけど、山本課長にお願いしたいのがあって、先ほど橋詰委員の方からのご指摘があったように資料が複数にわたるようなときは、何か右肩の方に何か大きな四角のAとか四角のBなんていう表記していただくと、僕らもわかりやすいのかなと思ったのと、あともう1点、8つの基本方針と61の事業があって、これからは「何ページの何番」とかいう指摘を受けながらの質疑になるかと思うんで、できたら左の端の欄か何かにか61の事業の1から61の通し番号を振っていただくと、質疑応答のときに「15番の点について」って言えばもうすぐその事業に飛んでいけますから、できたらそういったのを次回辺りから改善していただけたらなと思いますので、よろしくお願いします

それではご質疑ございましたら、よろしくお願いいたします。

なかなかボリュームがありますんで、難しいとこですけれども。

石渡委員

私は今年委員になったばかりで、見当違いの発言かもしれませんが、私の感じるところなんですが、この活動の中で民生委員の活動とか地域包括センターの活動が書かれておりますけれども、なかなか民生委員がどういう活動をしているとか、地域包括センターがどのような役割をしているかっていうのは、一般の方は、私の感じですとあまり十分周知していないように思うんですね。

私の知り合いにも民生委員をやっている方がいらっしゃいましたけれども、どの程度そういう方達が活動しているのとか、その役割とかが地域住民に十分徹底していないような感じがするんですけれども、いかがでしょうか。

議長

事務局、答えられますか。

山本課長お願いします。

事務局（山本）

こちらの民生委員の活動の周知ということになりますと、こちらの進行管理表の方でもですね、すみません、またページで申し上げますが、2ページ目ですね。

2ページ目の5番、上から2つ目のところになっておりますが、こちらの方で民生委員、児童委員後、主任児童委員及び家庭相談員の活動の周知というのが目標にございまして、それでこちらの方を掲げておりまして、実施をしております。

周知の方はですね、今回特に今年度につきましては、一斉改選がございまして、全

員の民生委員さんが改選になったところもあり、やはり欠員地区が出てしまってるんですけども、周知をやはり徹底的にやらなくてはいけないということで、実施をいたしました。

周知の方法は市ホームページや広報きさらづももちろんなんですけども、今回は当市の公式SNSも使いまして、こういう活動がありますってということで、地域の自治会の会長さんをお願いもしてるんですけども、市の方にももし興味のある方がいたらお知らせくださいということで募集したところ、その中で3人の方が今回一斉改選で委嘱になった方もございます。

あとはですね、そういった活動の他にも、自治会をお願いいたしまして、民生委員さんと共同で作りました募集のチラシがあるんですけども、そちらをお配りさせていただきました。

あとは生涯学習課が主でやっている出前講座でも民生委員のことをお話する機会を設けさせていただいておりますので、今回はぜひやって欲しいということで、自治会の方から1つご相談がございましたので、行って周知に努めてまいりました。

できることはこちらの方でも、今後も続けていきたいと考えております。

また、包括支援センターにつきましては、同じページの一番下の7番が包括支援センターの周知活動になっております。

包括支援センターの方も、本当に地域に根づいていただければいけない制度ですので、同じようにホームページをはじめ、他にも高齢者福祉課の取り組んでる認知症の対策のガイドブックがございまして、こちらの方も様々な場所に、医療機関とかにもご協力いただきまして、たくさん置かせていただけてるんですけども、そういった媒体ですとか、広報きさらづですとか、あとですね在宅医療と介護マップという、木更津の地図にこういう介護の相談できるところがございますということで作ったガイドブックがございまして、そちらの方に掲載し各所に置かせていただいておりますが、継続して地域包括センターの周知も図っております。

こちらの方も今後も続けてまいりたいと考えております。

以上です。

議長

石渡委員よろしいですか。

続けてどうぞ。

石渡委員

ありがとうございました。

今のお答えでよく理解いたしました。こういう福祉という概念、非常に大事だというふうに思いますので、これからも広報とか福祉だよりとかありますね、ああいうものでも大々的に民生委員がこういう仕事をしているのでお困りの方はどうぞとか、どんどんどんどん広めていただきたいというふうに思います。

ありがとうございました。

議長

他いかがでしょうか。

山口委員

日頃よりお世話になっております。

木更津市ケアマネジメント研究会から伺わせていただいています、山口と申します。

今のご質問、ちょっと補足にもなってしまいうんですが、私たちケアマネージャーの方でも、地域の民生委員の方々と、たまにはチームを組んでその方を支えるという働きをさせていただいておりますので、地域包括支援センター、ケアマネージャーというところも合わせて周知の方、私達の方も含めてさせていただければと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

議長

補足説明ありがとうございました。

他に質疑はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この議題につきましては質疑終局といたします。

続きまして、議題の5「第4次木更津市地域福祉活動計画の進捗状況について」を議題に供します。

事務局より説明を求めます。

高木事務局長

改めまして、事務局長の高木でございます。

これより、議題5のご説明に入らせていただきます。

先ほど、山本課長よりご説明がありました「木更津市地域福祉計画」と、私ども社協が推進する「地域福祉活動計画」は、いわば「車の両輪」の関係でございます。

市の計画が、仕組みづくりや支援体制を定める「行政計画」であるのに対し、こちらオレンジ色の冊子の計画は、その理念を地域住民の皆様やボランティア、そして社協が具体的な行動に移していくための「行動計画」となっております。

まず、このオレンジ色冊子の7ページをご覧くださいと思います。

7ページの3行目でございますが、目指すべき基本理念は、市と同様に「ともに考え、ともに語り、ともに支え合う地域の福祉」でございます。

この共通の理念のもと、私たちは現場での実践を担っております。

続いて8ページ、1枚めくっていただければと思います。

この理念を実現するため、本計画は大きく4つの基本計画で構成しています。

第1の柱は、「福祉への理解を広げる」こと。

広報紙の発行や福祉教育を通じ、市民の皆様にご地域福祉への関心を持っていただく活動です。

第 2 の柱は、「相談支援体制の確立」です。CSW(コミュニティソーシャルワーカー)を配置し、制度の狭間にある困りごとを断らずに受け止める相談体制づくりです。

第 3 の柱は、「住民主体の地域づくり」です。地区社協活動への助成やボランティアセンターの運営など、地域の方々が主役となる活動を支援します。

第 4 の柱は、「誰もが安心して生活できる環境づくり」です。判断能力が不十分な方の権利を守る権利擁護支援に加え、生活にお困りの方への「生活福祉資金の貸付」や、フードバンク等と連携した「食料配布」など、生活の基盤を支えるセーフティネットの役割を担っています。

さらに、本計画の大きな特徴として、木更津市が策定した行政計画を、私ども社協が「実働部隊」として推進するための 2 つの具体的な行動計画を包含しております。

27 ページをご覧ください。

1 つ目として、第 5 章は「木更津市成年後見制度利用促進計画」の推進です。

こちらは、市の計画に基づき、社協が「中核機関」として、成年後見制度の利用が必要な方をチームで支える体制をつくるための行動計画です。

続きまして 39 ページご覧いただきたいと思いますが、39 ページからは、第 6 章、「木更津市重層的支援体制整備事業実施計画」の推進でございます。

こちらも市の計画に基づき、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった分野を問わず、複雑化する地域課題を「丸ごと」受け止めるための包括的な支援体制をつくる行動計画です。

すなわち本計画は、社協独自の活動である「4 つの基本計画」と、市の施策を強かに押し進める「2 つの行動計画」が両輪となって機能しております。

本日は、これらの進捗状況と成果についてご報告いたしますので、委員の皆様におかれましては、ぜひ「地域の実感」と照らし合わせながら、忌憚のないご意見をいただけますと幸いです。

それでは本題に移らせていただきますので、お手元の A3 の横の資料、色が市の資料よりも白い、ホワイトの資料でございます。

資料につきましては、先ほど永原議長から貴重なご指摘をいただきましたので、次回以降配慮するようにいたします。

議長

お願いします。

高木事務局長

それではこちらの資料でございますけれども、計画の 4 つの柱に基づき、具体的な事業ごとの「取り組み内容」と「自己評価」をまとめたものです。

まず、全体的な評価の状況についてご報告いたします。

今年度実施した全ての事業に対し、事務局では、「A」から「E」の 5 段階で自己評価を行いました。

評価の基準につきましては、先程の山本課長のご説明のとおり、単に「実施したかどうか」

ではなく、「その活動によって、対象者や地域にどのような良い変化が生まれたか」という視点を重視して判定しております。

結果といたしましては、計画どおり実施し成果が確認できた「A 評価」、および概ね達成した「B 評価」が全体の大部分、48 事業のうち 47 事業を占めており、着実に計画が推進されていると認識しております。

それでは、全事業の中から 4 つの基本計画ごとに 1 つずつ取り組みを抜粋してご説明いたします。

まず、資料 1 ページの「基本計画 1」をご覧ください。

ここでは資料中ほど 2、基本方針は「福祉理解につながる」、その 3 つ右隣り「福祉教育の実施」を取り上げます。

まず取り組み内容でございますけれども、2 行目の後半あたりから、今年度市内小中学校など合計 28 の学校等において、体験学習などの福祉教育を実施したところでございます。

取り組みによる成果につきましては、参加した児童・生徒が「共に支え合うこと」の大切さを実感できたことはもちろん、協力してくださった保護者やボランティアの方々からも「福祉を身近に感じた」という感想を多くいただきました。

子どもから大人まで、地域全体で福祉への理解が深まったことを評価し、自己評価は A としております。

一方で、実施回数が増加していることに伴い、今後の課題も見えてまいりました。

それは、協力してくださるボランティアの確保と、「福祉教育の質の担保」です。

どの学校で誰が協力者として携わっても、一定の質を約束した福祉教育を提供できるよう、従事者の「スキルの平準化」が急務であると認識しております。

そのため今後の取り組み方針としては、次の 3 点を掲げております。

1 つ目は、広報誌の活用や関係団体への訪問による新たなボランティアの募集。

2 つ目が、ボランティア等が参加しやすいよう、負担を軽減し、かつ、内容を充実させたフォローアップ研修の実施。

3 つ目は、教育委員会との連携をさらに深め、市内すべての小中学校での実施を目指してまいります。

次に資料の 2 ページ、基本計画 2 をご覧いただきたいと思っております。

こちら左から番号があつて基本方針具体的方針、その 2 つ隣りに事業内容がございます。

この事業内容は上から 5 番目、ちょうど資料で言いますと真ん中より少し下辺りでございますけれども、この 5 番目の「アウトリーチ活動によるニーズ把握」についてご説明をいたします。

地域課題が複雑化する中、相談を待つのではなくて、こちらから地域に足を運んで声を聞くことが重要であると認識をしております。

今年度も引き続き、地域包括支援センター単位に配置をいたしました 15 名のコミュ

ニティソーシャルワーカーが、地域へのアウトリーチ、すなわち訪問や出向く活動を重点的に行っております。

実績といたしましては、このアウトリーチ活動を含めて新規相談が 576 件、継続的な支援案件が 2,233 件、こちら 12 月末現在の実績でございます。

このように多くの困りごとに対応することができました。

成果といたしましては、コミュニティソーシャルワーカーが地域へ積極的に足を運んだことで、窓口に来ることができない方々からの相談にもこたえて、職員にも「地域から課題を発見する視点」が確実に根づき始めました。

しかしながら、自己評価はあえてBとしております。

その理由は、多くの相談をお受けすることができたものの、地域にはまだ誰にも相談できずに孤立している潜在的なニーズが数多く眠っていると認識しているからでございます。

また、発見した課題も年々複雑化・複合化しておりまして、これらに対応できるだけのより高度な専門性が職員には求められております。

現状の活動量に満足することなく、まだ遭遇していない困りごとを掘り起こす必要がある、こうした自戒も含めて、B評価としております。

そのため、今後につきましては、まだ見えていないニーズを拾い上げるための連携強化と、複雑な課題に対応できる職員のスキルアップ研修に重点を置いて取り組んでまいります。

続きまして資料 3 ページをご覧くださいと思います。

こちらの上から 4 行目、基本計画 3「住民主体による地域課題の解決力強化」をご覧くださいと思います。

こちらでは、再び左から数えて 5 つ目が事業内容になりますが、この事業内容の上から 4 つ目、この表で言いますと一番広い枠で記されているのが学習支援です。

この 4 つ目の学習支援教室拠点の創出についてご報告をいたします。

取り組み内容につきましては、現在、市内 4 地区におきまして、子どもの学習支援教室を週 1 回ずつ、すなわち週 4 回開催をしております。

今年度は延べ 1,020 名の児童生徒の参加がございました。

運営にあたりましては、単に場所を開放するのではなく、児童生徒一人ひとりに適切な支援を行うため、スタッフ間で定期的にミーティングを行い、情報を共有しながら丁寧な関わりを続けてまいりました。

こうした取り組みの結果、教室は単なる勉強の場にとどまらず、子どもたちの安心できる居場所として定着しております。

特筆すべき成果といたしまして、学校との連携により、ここへの参加が学校の出席日数として認められるケースが生まれ、不登校に悩む生徒や保護者の大きな安心に繋がりました。

また、かつて参加していた生徒が、ボランティア側として戻ってくるなど、地域の担い手育成にもつながっております。

こうした状況によりまして、自己評価はAとしております。

その一方で、今後の課題といたしまして、経済的困窮などにより、真に支援を必要としている児童生徒をいかに見つけ出すかという対象者の発掘、そして運営を支える学生ボランティアや教職経験者等の担い手確保が挙げられます。

これらを踏まえまして、今後の取り組み方針といたしましては、地域や関係機関との連携を一層強化して、支援が必要な家庭へのアウトリーチを進めてまいります。

また、ニーズがより高い地域があれば、開催場所の変更も検討するほか、アンケート等で参加者の声を分析し、より魅力的な居場所づくりと、担い手の確保に努めてまいります所存でございます。

最後に少し資料飛びます、6 ページをご覧くださいと思います。

6 ページは、基本計画 4「誰もが安心して生活できるために」でございます。

事業内容は、上から 2 つ目の「法人後見受任の推進」についてご報告いたします。

取り組み内容につきまして、今年度の実績といたしましては、新たに社協として 1 件を後見受任いたしました。

今後、市長申し立てにより、さらに 3 件の受任を予定しております、年間では、合計 4 件の受任見込みとなっております。

なお 12 月末現在で当会が受任をしている法人後見の総数は 41 件で、41 名の方のご支援に携わらせていただいております。

成果につきましては、当会において設置しております権利擁護支援定例会議におきまして、弁護士や社会福祉士といった専門職アドバイザーの助言をいただきながら、個人では受任が難しい困難ケースの受任を進めてまいりました。

これにより、ご本人の意思を尊重した身上保護と財産管理が確保されて、住み慣れた地域で自己決定に基づく、安心した生活を送ることができた点は、大きな成果であると自負しております。

ただし、自己評価につきましてはBの概ね達成としております。

その理由としては、質的な成果は十分に上がったものの、当初KPIに掲げております年間 5 件という受任目標に対して、実績見込みが 4 件と、数値目標にわずかに届かなかったため、厳格に判断をしたものでございます。

今後の課題といたしましては、事案が複雑・複合化し、ニーズが増加している一方で、それに対応できる後見人のなり手が不足しているという現状がございます。

そのため、今後は専門職団体やNPO法人との連携をさらに強化し、地域全体で権利擁護ニーズにこたえることのできる体制づくりを進めてまいります所存でございます。

以上 4 つの事業を抜粋してご説明いたしました。

その他の事業につきましても、資料の「成果」の欄に具体的な地域や対象の方の変化を記載しております。

次年度、令和 8 年度は、本計画の最終年度となります。

今回の評価で明らかになった課題を踏まえまして、計画の総仕上げに向けて、職員一同

取り組んでまいる所存です。

説明は以上でございます。

委員の皆様から忌憚のないご意見を賜りたく存じます。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質疑等がございましたら、挙手の上お願いをいたします。

北原洋貴委員

今年度から委員になりました、木更津市手話サークル会長の北原と申します。

いくつかあるのですが1個ずつ、質問させていただきます。

まず、計画表の1ページ目の一番上、情報につながることで、福祉きさらづの発行とあるのですが、これは小学校とか中学校には配っていますか？

高木事務局長

小学校中学校には配布できていないと思います。

地域につきましては、公民館等、或いは地域包括支援センターに配布をしております。

北原洋貴委員

2番目の方で学校とあるので、もし予算が大丈夫だったら配ってはいかがかなと思いました。

次に同じページ2番目の一番上、福祉教育の実施ですけど、予算ってどうなっています？っていうか、どなたにどのくらい払っているのかわかりますか。

高木事務局長

まず、1つ目のご質問いただきまして、学校への配布ということで、貴重なご視点だと思っておりますので、前向きに検討させていただきます。

また、2つ目の福祉教育の予算につきましては、私どもの方で福祉教育を推進している常勤の職員がおりまして、その人件費等が主なものでございます。

北原洋貴委員

この派遣していただいた方、障がいのある当事者や、それをサポートする人たちにはお金は払ってない？

高木事務局長

基本的にはボランティアで活動に携わっていただいております。

北原洋貴委員

ありがとうございます。

というのは、もう福祉=ボランティア=無料っていう考え方をちょっと変えていかなきゃいけないかなと思っております。

特に、この冊子の中の3ページでSDGsってあると思うので、ちょっとこれ又聞きで申し訳ないですけど、前にこのSDGs日本版を作るスタッフの方の講演があったそうで、その中

であったのは、SDGsの2本柱って、1つは環境、1つは福祉だっていう。

もし福祉に力を入れるんだったら、例えば今言ったこの福祉の派遣をしたときですね、その中には、本当は勉強して、特に目が見えない人のガイドだったりとか、聞こえない人の手話通訳だったりとか、お金を払って勉強して資格を取ったって方も居るんですよ。

だからその人には対価を払ってあげなきゃなど、払ってあげてもいいのかなど。

そうしないと多分、このあとが育たないし、せっかく免許お金払って取って、でも行くときはタダ。もしSDGsで福祉も力入れますよっていうんだったら、その方には対価払ってあげてはどうかと、ちょっと考えます。

高木事務局長

貴重なご意見ありがとうございます。

私どもで実施しております福祉教育につきましては、社協職員とあわせて地域の区長さんや地区社協の方々など、主にはボランティアとして活動することにご理解いただいている方中心で活動しております。

一方で、福祉教育ですので、専門的スキルのある方をお願いすることも今後は出てまいろうかと思っております。

そうした方につきましては、適切な謝金を設けて実施していきたいと思っております。

以上でございます。

北原洋貴委員

ありがとうございます。

おそらくその勉強してきた資格を持っている方というのは多分、県かなんかでいくらって決まっていると思う、1時間いくらとかって、その辺はちょっと当事者団体と相談していただいて決めていただければと思います。

最後にもう1つ、先ほどの説明の中の自戒も含めてBにしましたっていう。

2ページの上から2行目のサポート、出てこない人へのサポートのあぶり出して、どうやっているんですか。

高木事務局長

地域のアウトリーチ活動をどう行っているかということによろしいでしょうか。

北原洋貴委員

そうですね。

高木事務局長

社会福祉協議会では、各種支援事業に携わらせていただいております、その多くが地域の対象の方のお宅に伺う、或いは地域の活動場所に伺って支援することが多くあります。

その中で、対象の方から、その方の持つ支援事業以外の課題を見つけることもありますし、或いは地域活動を通じて、そこに携わっていただいているボランティア、地域の方から、課題の情報を寄せられる、そうしたことも多くございます。

そうした活動を通じて、アウトリーチ活動に資する取り組みを実施しております。

北原洋貴委員

ありがとうございます。

これで 576 件出しといてBっていうのはちょっと厳し過ぎるんじゃないかなと思うんですけど。

多分これ、結構厳しいので多分一生 A にならないと思いますこれだと。

以上です。

ありがとうございました。

議長

一旦よろしいですかね。

他どうでしょうか。

石渡委員

今の北原委員のご指摘のあった、学校における福祉教育の実施についてのことですが、私も教員の立場から、総合的な学習の時間に車椅子体験等実施したことがございますけれども、市内の小中学校における福祉教育の実施に、教育委員会と話し合いたいとありますが、具体的にはどのような、内容の話をしているのでしょうか。

高木事務局長

年度の当初に小中学校に関連する事業、これは福祉教育もそうなんですけど、子どもの学習支援事業もございまして、そうした事業については、教育委員会と意見交換の場を持たせていただいております。

具体的には、当年度社会福祉協議会において展開をする福祉教育と、それから子どもの学習支援事業、こうした方針で、こうした目的のもとに実施するというところを、ご説明をさせていただきまして、その後ですね、教育長の方から各学校長の方に、私どもの事業の方をご周知いただき、或いは冊子なんかも作られてるそうなんですけども、そこでも社協の福祉教育の取り組みなんかを記載をさせていただいて、各学校に配布していただく、そうしたような意見交換をさせていただいているところでございます。

議長

石渡委員よろしいですか。

石渡委員

ありがとうございました。

私は教員として、総合的な学習が始まった頃にボランティア体験等しましたけれども、現時点では総合的な学習の時間は、教科の時間に入っておりませんので、各学校で自由裁量の面もあるというふうに思うんですけども、もう少し具体的に必要とされているものは何かということ、教育委員会と具体的に話し合って、各学校における福祉教育の充実をした方がよろしいかと思うんですね。

この間、私が感動したのは、歌会始が宮中でありましたよね。

その時に皇后様が、聴覚障がいのある方が笑顔でお座りになっているところに、手話で

もって話し掛けたという、歌会始の短歌が新聞に披露されてましたけれども、非常に素晴らしいことだと思うんですね。

今はもう単に福祉という大まかな考えではなくて、また車椅子体験もさることながら、手話とか具体的に、現在必要とされるものをしっかり明示して、各学校で準教科として位置づけるような働きかけも、必要な時代になってきてるんじゃないかというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

議長

ご意見ありがとうございます。

答えられますか局長。

高木事務局長

貴重なご意見ありがとうございます。

やっぱり福祉教育、今この地域社会が動いている中で、やっぱり真に必要とする福祉教育を提供することが一番だろうというふうに思っております。

委員ご指摘のとおり、今何が必要なのか、こうしたことも情報提供しながら、学校からご意見をいただいて、適切な福祉教育に努めてまいりたいと思います。

ありがとうございました。

石渡委員

ありがとうございました。

よろしくをお願いします。

議長

他どうぞ。

よろしいですか。

それではないようでございますので、この議題につきましては質疑終局といたします。

続きまして、議題6「木更津市成年後見制度利用促進計画の進捗状況について」を議題に供します。

事務局より説明を求めます。

事務局（葛田）

福祉相談課の葛田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

私からは、今年度の成年後見制度利用促進計画の進捗状況について、ご説明いたします。

お手元に、成年後見制度利用促進計画進行管理資料と記載された、A4の綴りの紙がございますでしょうか。

成年後見制度につきましては、認知症、知的障がい、精神障がい等の理由から、判断能力が充分ではなく、財産の管理や契約の締結等において、ご本人の権利を守り、生活を支援する制度です。

本計画は、こうした支援が必要な方を適切に成年後見制度につなぎ、ご本人の権利が

守られる地域づくりを目指して、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき策定いたしました。

本計画においては、3つの基本施策を定め、意思決定に支援が必要な人が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、適切に成年後見制度を利用できる仕組みづくりを目指しております。

計画を推進するにあたり、事業の一部を木更津市社会福祉協議会に委託いたしましたが、単なる委託・受託の関係ではなく、パートナーシップで事業を進めております。

それでは、今年度の実績について、計画書の施策ごとにご報告いたします。

1つ目の施策は、利用者がメリットを実感できる制度の運用でございます。

権利擁護に関する相談支援体制の充実として、ご家庭の状況をよく把握したうえで、制度を利用されるご本人やそのご家族が安心して利用できるよう、必要であれば、医師や弁護士、福祉専門職等からご意見を伺いながら、実情に即した制度利用のご案内を行います。

また、制度の利用にあたり、ご本人の自己決定を尊重する観点から、ご本人と後見人候補者との顔合わせの機会を設けて、相性を考慮した受任調整を行っております。

令和8年1月31日現在、11件の受任調整を行いました。

次に、ご本人のお世話に携わる「成年後見人」等への支援といたしまして、一人で悩むことのないよう、後見人の相談窓口として中核機関をご案内するチラシを千葉県家庭裁判所木更津支部に設置していただきました。また、市民後見人に対しましては「後見監督連絡会」で情報共有や意見交換を行うほか、月例の成年後見支援センターへの活動報告において相談を受けられる体制を取っております。

次に、ご本人またはご親族等による後見等申立てが困難な方への支援といたしましては、毎月開催する「権利擁護支援定例会議」において、有識者からご意見を伺いながら、対象者の権利に配慮しつつ、十分に議論した結果、制度利用が適正であると判断された場合は、ご親族等に代わって、市長による申立手続きを適正に行っております。

令和8年1月31日現在、高齢者3件、障がい者1件の市長申し立てを行い、現在3件市長申し立てに向けた準備を行っております。

次に、成年後見人等報酬助成についてご説明いたします。

成年後見制度を利用されますと、被後見人の方に、家庭裁判所から成年後見人等への報酬を支払うよう審判がございました。

報酬については、原則、被後見人ご本人が負担するものですが、経済的な理由から支払いが困難な方に対して、報酬助成を行っております。

令和8年1月31日現在、障がい者10件、高齢者19件の助成を行いました。

続きまして、2つ目の施策は、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりでございます。

司法・医療・福祉等の有識者、社会福祉協議会職員および市職員の多方面の職種で構成されます、「木更津市権利擁護推進会議」を活用いたしまして、情報共有や意見交換を行い、地域連携ネットワーク機能の強化を図っております。

また、木更津市社会福祉協議会に委託事業として中核機関である「きさらづ成年後見支援センター」を設置し、権利擁護人材の育成、制度に関する相談、支援体制の構築、成年後見制度に関する広報・啓発活動、後見人等の支援を実施しております。

中核機関は、地域におけるネットワークを活用して、制度利用に結び付いていない方を発見し、必要な支援に結び付ける役割も担っております。

さらに、後見開始後の状況変化から、チームによる支援が必要となったケースについては、中核機関が中心となり、他の支援者や専門職を含めた支援チームを適宜編成して支援を行っています。

令和8年1月31日現在、132件の新規相談があり、4件を成年後見制度利用に、15件をその前段階にあたる日常生活自立支援事業利用に繋ぎ、現在、42件の調整を行っているところです。

また、昨年度からの継続案件のうち、1件を成年後見制度に、8件を日常生活支援事業の利用につないでおります。

最後に3つ目の施策は、制度の利用促進と適正な運用でございます。

成年後見制度に関する広報、啓発活動といたしましては、公民館において「出前講座」を実施し、自治会長など約30名を対象に制度の説明を行いました。

制度の理解促進を図るため、パンフレットを作成し、市および社会福祉協議会の窓口で配布しているほか、社会福祉協議会のホームページでも活動内容や制度の周知に努めています。

また、3年に一度開講する「市民後見人養成講座」の修了生を対象としたフォローアップ研修会を開催し、人材の育成に取り組んでおります。市民後見人養成講座は直近では令和6年度に開講し、今回は令和9年度に開講する予定です。

今年度の取り組みについて、私からの説明は、以上となります。

次に、「後見支援事業」を受託しております、木更津市社会福祉協議会からご説明いたします。

花崎所長

木更津市社会福祉協議会の花崎と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

続きまして私より、議題6の「木更津市成年後見制度利用促進計画の進捗状況について」につきまして、社会福祉協議会の作成いたしました、地域福祉活動計画進行管理表をもとに、ご報告をさせていただきます。

地域福祉活動計画進行管理表をご覧くださいませでしょうか。

それでは、資料の7ページ、8ページをご覧くださいませと思います。

本計画は、市の計画に基づき、社会福祉協議会が成年後見中核機関として、権利擁護支援の体制整備を推進するための行動計画でございます。

今年度は、全17事業を展開し、自己評価の内訳といたしましては、A評価が9事業、B

評価が 5 事業、C 評価が 1 事業、D 評価は 0 で、E 評価が 2 事業となっております。

それでは、特徴的な取り組みといたしまして、資料 7 ページの下の段、基本施策 2「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」の下から 2 番目となります、「権利擁護支援定例会議の機能化、効率化」につきまして、ご報告をさせていただきます。

この会議は判断能力が不十分な高齢者や障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、弁護士・社会福祉士・司法書士等の専門職アドバイザーから助言を受け、具体的な支援方針を検討する場でございます。

今年度は計 9 回開催いたしましたして、新規案件、継続案件合わせて延べ 15 件の、事例検討を行っております。

運営にあたりましては、会議の前に木更津市職員と社会福祉協議会職員で、事前アセスメントを入念に行う運用を徹底して行ったところでございます。

具体的には生活実態の多角的な把握のために、関係者の皆様方からの情報を統合して、日常の困りごとを具体化し、財産・契約状況の精査を通じ、通帳の管理状況や不動産、未払いの料金等の、情報を整理いたしました。

また原則ご本人と面会をさせていただきますして、健康状態やご自身のお考え等を把握することで、会議上程前の情報の質の向上に努めたところでございます。

その成果といたしまして、整理された質の高い情報をもとに、医療・法律・福祉といった多角的な視点で議論することで、1 つの組織では解決困難な事案に対しても、最適な支援の方向性を導き出すことができております。

これらにより、本人支援の質が大きく向上したと判断し、自己評価は A とさせていただきますしております。

その一方で、課題といたしましては、相談受付段階での情報収集は、あくまでも本人の同意や関係者の協力に基づいた調査に限られるという点でございます。

親族情報や財産状況の調査には、個人のプライバシーを守る観点から限りがある状況でもあり、ケースによっては、十分な情報が得られないものもございました。

今後の取り組みといたしましては、そのような制約の中でも、権利擁護課題の本質に迫り、適切な支援の方向性を導き出すことができるよう、職員のスキルアップを最重要課題と捉え、ご本人とともに、支援者を孤立させない強いチームづくりを推進してまいりたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの福祉相談課の葛田主査と、社会福祉協議会の花崎所長より、木更津市成年後見制度の利用促進計画の進捗状況について、ご説明をいただいたわけですが、ここで委員の皆様の中から、ご質疑等ございましたら、よろしくお願いいたします。

ございませんでしょうか。

僕の方からも質問していいんですか。

細かい数字はお聞きしないんですけども、3年ごとに市民後見人養成講座を開催して下さって、その志のある方が後見人候補者として育ってるかと思うのですが、今現在受講が終わって、例えば後見人を実際にやってみたいんだけど、受任に至らないようなケースもあるんですかね。

花崎所長

ご質問ありがとうございます。

現在これまでですね4回、市民後見人の養成講座を開催いたしまして、合計84名の方が講座を修了されております。

その中で市民後見人という選任までは至らない方でありましてですね、例えば私ども社会福祉協議会が、法人として後見人等受任している方の補助的な役割として、後見支援員という形で、対象の方のご支援に携わっていただき、その中で経験を積まれる中で、行く先には、また後見人として受任を目指されているという方も多くいらっしゃいます。

議長

承知しました。

あともう1点なんですけども、もう1つ2つになっちゃうかもしんですけど。

逆にその後見を必要としている、後見をつけたほうがよさそうな方なんだけれどもなかなかそこに繋がらないような方も多分、市民の中に多分たくさんいらっしゃるんだと思うんですけどその、掘り起こし、事業報告の中にあるんだと思うんですけど、ケアマネさんを通じてであったり、ご家族を通じてであったりなんてしょうけれども、所長の方に上がってくる案件は、どういったルートから上がってくる人が多いですかね。

花崎所長

ご質問ありがとうございます。

やはりご本人様に直接関わっておられる介護関係の方々、包括支援センターの方であったり、ケアマネージャー、または直接介護事業所でヘルパーとして、ご自宅に入られている方であったりですね、あとは行政機関、ケースワーカーさんの方からのご相談、中にご親族からの相談も受け付けているところではございます。

議長

はい、わかりました。

最後1点、ごめんなさいね。

この後見制度が始まったのは、平成23年ぐらいから国も力入れてやり始めたけれども、なかなかその後見制度がなかなか利用促進されないってことでわざわざ法律でね、後見制度の利用促進に関する法律を、20何年ぐらいに作ったんだと思うんですけど、全体的に見て、この木更津市においてはその利用の促進が、上がってきているのか、横ばいなのか、所長の見解を教えてください。

花崎所長

はい、ありがとうございます。

やはり必要な方に必要な支援をお届けするというのが最大の大切な部分であろうかと思えます。

私ども、市民後見人の養成講座や出前講座を通じてですね、制度自体の周知に、は努めているところでございますので、また関係機関の皆様方とのネットワークを強化していく中で、早く、初期の段階で必要な支援を必要としている方に繋がるということ、日頃心がけておりますので、そういった意味では、少しずつではあります、支援の広がりというのは、あろうかと考えているところでございます。

議長

はい、ありがとうございました。

引き続き頑張って促進を続けていただけたらと思います。

すいませんこちらからの質問で、皆さん、委員の皆さんの中で、ご質疑等ございましたら、挙手の上お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、この議題につきましては質疑終局といたします。

これであともう 1 つが最後ですね、議題の 7「木更津市重層的支援体制整備事業実施計画の進捗状況について」を議題に供します。

事務局より説明を求めます。

福祉相談課の山本課長お願いします。

事務局（山本）

それではまた、再度私の方から、福祉相談課から説明をさせていただきます。

使う資料につきましては、令和 7 年度木更津市重層的支援体制整備事業実施計画進行管理表という A4 の 2 枚になっているものになります。

それでは説明させていただきます。

こちらの方につきましては社会福祉法の改正によりまして、国において令和 3 年度から重層的支援体制整備事業が開始されたものになります。

本事業は、高齢・介護・障がい・生活困窮など、個々の分野の既存の制度では対応が難しい複雑・複合的な福祉課題に対しまして、要支援者の方に寄り添い、支援を継続的に行っていくことを目的とした事業となっております。

本事業は、各市町村による任意の事業では、任意事業ではありますが、本市におきましては、令和 4 年 3 月に重層的支援体制整備事業の実施計画を策定し、令和 4 年度から本事業を実施しております。

参考ですけれども県内におきましては、全 15 市で実施しておりまして、令和 3 年度からは、松戸市、市原市、令和 4 年度からは本市と柏市、令和 5 年度からは千葉市、市川市、船橋市、香取市、令和 6 年度から野田市、流山市、君津市、浦安市、袖ヶ浦市、令和 7 年度からは、八千代市、四街道市が実施しております。

続きまして、今回、本計画に変更がございましたのでご説明をいたします。

お手元の資料の進行管理表の方をご覧ください。

「令和7年度木更津市重層的支援体制整備事業実施計画進行管理表」をご覧ください。

変更箇所につきましては、1 ページ目の区分1、包括的相談支援事業のうち、3 つ目の「利用者支援事業」におきまして、令和7年4月1日の木更津市の組織改正により、子育て支援課がこども家庭支援課に変更いたしました。

また実施体制の業務内容におきまして、「妊娠や出産、子育て全般に関する「伴走的」支援」という文言に改めております。

これによりまして、より対象者に寄り添った相談を行ってまいります。

次に区分2「地域づくり支援」のうち、4 つめの、「地域子育て支援拠点事業」につきましても、先ほどと同様に所管課名の変更を行うとともに、法人名の変更により、社会福祉法人恵福社会を社会福祉法人創幼福祉会に変更しております。

また新たに直営の、間接補助機関に、社会福祉法人岩根福祉会を、一般型の実施機関に、岩根地区子育て支援センターあゆみを追加いたしました。

これにより、地域の子育て支援拠点としてさらに厚みを増すことができました。

次に、重層事業実施に伴い開始した、3 つの事業の現在の状況をご説明いたします。

この3 つの事業のうち、区分3の「参加支援事業」及び区分4の「アウトリーチ等を通じた継続的支援」の実績につきましては、令和7年12月31日現在におきまして、新規相談受付件数が579件となっております。

相談のありました具体例につきまして申し上げますと、1 つ目が、家賃滞納により自宅を失うこととなった高齢女性の転居支援や、転居後の生活の再建を図った事例や、老朽化したごみ屋敷に暮らす高齢の母と娘の転居や、金銭管理等を行い、関係機関と連携し、生活の改善を支援した事例などがございました。

次に区分5の「多機関共同事業」の実績につきまして申し上げます。

令和7年12月31日現在におきまして、新規相談受付件数が28件となっております。

相談のありました具体例につきましては、高齢で要介護状態の母と精神疾患の娘、就労中の息子の3人の世帯に対し、それぞれ関係機関と連携し、支援会議を開催したケース。

あとは親子関係に葛藤を抱える発達障がいと精神障がいがある娘と母の世帯に対し、今後の家族の生活や支援内容について、関係機関と連携し、支援会議を開催した事例などがございました。

重層的支援体制整備事業の課題といたしましては、福祉分野だけでなく、経済、防災、まちづくりなど、広い分野との連携がまだ十分とは言えない状況であることや、重層的支援会議における個人情報同意の壁や、より効果的な運営方法の検討、またみずから助けを求めることが難しい方への、アプローチの機会をふやすため、さらに事業の認知度を上げる必要があることです。

要支援者の方は、複合的な課題を抱えていることから、複数の機関で支援していくことが必要である反面、多人数で支援を実施していくことは、支援者の目標が一致しないと支援

がうまくいかないという課題がございます。

中心となって、支援調整する機関や、バックアップする機関など、役割分担を認識することで、多機関連携につなげてまいりたいと考えております。

また「相談する先がわからない」「相談することが恥ずかしい」などの理由から、みずから助けを求めることが難しい方へのアプローチの機会をふやす必要があると考えております。

昨年度から、コミュニティソーシャルワーカーが、地区社協の会議や、市内小中学校で実施している福祉体験学習に参加し、顔の見える関係性を作り、地域住民の身近な相談窓口となれるよう取り組んでいるところでございます。

今後も委託先の木更津市社会福祉協議会とともに、引き続き制度の周知を一層進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

次に重層的支援体制整備事業受託しております、木更津市社会福祉協議会からご説明申し上げます。

議長

北原課長お願いします。

北原課長

木更津市社会福祉協議会、地域福祉課の北原と申します。よろしくお願いたします。

続きまして、進捗状況についてご説明をさせていただきます。

資料の方ですけれども、社会福祉協議会の方の第4次木更津市地域福祉活動計画推進管理表、白い大きい、A3のものになります。

そちらの方の9ページから10ページをご覧くださいと思います。

それでは説明をさせていただきます。

本計画は、市の計画に基づき、高齢・障がい・子ども、生活困窮といった属性を問わず、複雑化する地域課題を丸ごと受けとめる包括的な支援体制を作るための行動計画でございます。

今年度は、全10事業を展開し、自己評価の内容は、A評価が6、B評価が4となっております。

それでは10事業の中から、資料10ページの中段、基本施策3「参加支援事業」についてご報告をさせていただきます。

なおここからは、事業の内容をより具体的にイメージしていただくために、お手元の資料には記載はございませんが、今年度の具体的な支援事例を1つご紹介させていただきます。

今年度から本格的に開始いたしました「居住支援事業」でのケースです。

社会的な孤立や経済的理由により、住まいの確保が困難な方を支援する事業ですが、今回対応したのは、ご自宅をリースバックされたものの家賃滞納により退居を求められて

いた、70代・単身女性への支援でした。ご家族とは疎遠で支援が得られない中、職員がご本人に寄り添い、県営住宅の入居申請支援や不動産会社との調整を行いました。さらに、単なる手続きだけでなく、転居に伴う「荷物の整理」や「部屋の片づけ」についても、社協のボランティアと職員が協働して、汗を流してサポートを行いました。

その成果として、ご本人は無事に転居することができ、ホームレス化の危機を回避し、「地域での安定した生活」を取り戻すことができました。また、作業を通じてご本人と職員・社協の生活支援コーディネーターとの間に信頼関係が生まれ、転居後も孤立させない「継続的な見守り関係」が構築できた点は、参加支援事業として、質の高い成果であったと自負しております。

今後の課題としましては、身寄りのない単身高齢者が増加する中、保証人の問題や、片付け・引っ越しといった「物理的な支援」のニーズがますます高まっている点です。社協単独での対応には限界があるため、次年度は、不動産業者や運送業者、片付け支援を行う民間事業者やNPO等との「連携ネットワークの強化」を図り、地域全体で住まいと生活を支える体制づくりを進めてまいります。

私からの説明は以上でございます。

議長

説明は終わりました。

ただいまの説明につきまして、ご質疑等がございましたら、よろしく願いいたします。

どうでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ご質疑等はないようでございますので、質疑本日の質疑は終局といたします。

以上をもちまして本日の議題はすべて終了いたしました。

議長の任を解かせていただきたいと思います。

皆様のご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

事務局へお返しいたします。

野中委員

ちょっといいですか。

議長

はい、どうぞ。

野中委員

この資料。

随分みんな探してますからね。

順を追った番号振っておいてもらうと、大変助かると思います。

今後よろしくお願いします。

司会進行

承知いたしました。

今回、資料が見つらく皆様にお手数をお掛けして大変申し訳ございませんでした。  
次回以降ですね、ご指摘いただいたように番号を振るなど工夫をしたいと思いますので  
よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

最後に、今後の予定ですが、次回は来年度に会議の開催を予定しております。

来年度は第5期の計画策定がございますので、3回ほど会議を予定しておりますが、詳細につきましては決まり次第、皆様にご連絡させていただきます。

本日の会議結果につきましては、議事録を作成し、市のホームページへ掲載いたします。

以上をもちまして、「令和7年度第1回木更津市地域福祉推進委員会及び令和7年度第1回木更津市地域福祉活動計画推進委員会」を閉会いたします。

皆様、本日は長時間にわたりありがとうございました。

以上

議事録署名                     鈴木 清                    

                    佐伯 浩一